

2024年度総会記念講演

地方自治を守る住民の役割

和歌山大学名誉教授 堀内 秀雄



講演する堀内秀雄氏

6月1日(土) 橋本市教育文化会館で行われた、和歌山県地域・自治体問題研究所総会の記念講演を掲載します。紙面の関係で編集させていただきました。(文責 事務局長大前)

1 私と地方自治

学生時代は大阪外国語大学フランス語学科でフランス史を専攻しました。卒業論文は、「フランスにおけるナシヨナリズムの研究」です。ナチス占領下時代に、詩人・文化人たちによる救国レジスタンスの運動との対抗関係を研究しました。その後、大阪市立大学の法学部政治学科で加茂利男先生に師事し、地方自

治や自治体政策を学びました。私と地方自治の最初の出会いです。加茂先生は、自治体問題研究所理事長や日本政治学会の会長等を歴任され、日本の地方自治の発展に大きな貢献をされた大先輩です。

卒業後は中学校で英語を教え、その後、岸和田市に移り社会教育主事や企画・都市政策、文化振興行政、福祉行政の分野で働きました。いわゆる革新市政下の自治体でした。職員有志に呼びかけ自主研究グループ活動を展開、労働組合では自治研部長として市政白書の編集・発行など自治体政策の研究、提案・実践にも関わりました。自治体現場での仕事と政策研究の両立、行政内外の市民運動との交流。この体験が第2の出会いです。

1998年に和歌山大学助教授として赴任しました。大学での講義科目は、社会教育計画論・地域文化事業論・社会教育実習・生涯学習演習等々です。経済学部において

地方自治体論・自治体政策論を担当しました。2008年から、理事・副学長として大学経営の仕事にも取り組みました。大学の教育者・研究者として、地方自治との第3の出会いです。

市民運動の分野では、2001年に【わかやまNPOセンター】を起ち上げ、初代理事長として5年間、基礎づくりを手がけました。2016年、弁護士豊田・由良氏と共に、【市民連合わかやま】を結成し共同代表を務めております。最近では、「カジノの是非を問う市民の会」の運動が強烈な印象に残っています。和歌山県内で初めての住民投票条例制定を求めた署名運動です。和歌山市議会では否決されたが、県議会では【カジノ誘致計画案】そのものが否決されました。市民運動の一員として現場の地方自治と対峙した鮮明な記憶です。

それでは、本題に移ります。詳細なレジュメを用意しましたので、ポイントを要約

2 地方自治とは何か

目次

2024年度総会記念講演 地方自治を守る住民の役割 和歌山大学名誉教授 堀内 秀雄	1
少子化対策 行政の結婚支援事業でどうなの 和歌山市市議会議員 坂口多美子	6
2024年度総会を開催、橋本市「まち研」を結成 「橋本市まちづくり研究会」が発足しました。 世話人 九鬼 堅	8

わかやま住民と自治

発行/和歌山県地域・自治体問題研究所
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号
TEL・FAX 073-488-3127
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2024年7.8月号

してお話します。地方自治の用語は、1946年に制定された日本国憲法の【第8章】に規定されています。重要なのは、第92条です。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」。この92条が、地方自治の基本原則です。

地方自治は、住民の意志を基本とする「住民自治」と、国から独立した法人であることを基本とする【団体自治】の2つから構成されています。日本の地方自治は三角形であるとして説明されています。その一辺は独立公選制の行政・首長、もう一辺は間接民主主義の議会、そして底辺たる土台に直接民主主義の住民自治があるわけです。首長を選び、議員を選ぶのも住民です。住民自治こそ地方自治の本旨である。しかし、選挙が終われば「三角形の二辺の和は、他の一辺より長い」が如く、現実の地方自治においては住民自治がきわめて形骸化されています。「地方自治の本旨」が不徹底であるのは、付託を受けた首長・議会の責任が大きいだけでなく、地方

自治の主人公である住民の自治意識の未成熟に根本要因があるのです。

また、地方公共団体という用語は、憲法・法令上において国家の構成要素という意味です。「地方公共団体」は、国が主で地方公共団体が従というイメージで使われます。一方、自治体・地方自治体・

地域政府という用語は、地方自治法の本旨に合致するものです。すなわち、自治体は市民がつくる地域政府の意味合いがあり、行政サービスの提供だけではなくて、地域の安全・住民の福祉などの市民が地域自治の機構を通じて、積極的に地域経営に参画していく使命があるのです。

国との関係においてはどうか。地方自治法では、自治体の2つの役割を提示しています。①住民福祉の向上と増進を図ること、②地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。一方、国の固有の役割は、①国際社会における国家の存立にかかわる仕事、②全国的に統一して定めることが望ましい基本的な準則、③全国的な規模と視点を有した事業を実施することです。

その際に、国の自治体に対する必要な配慮が示されています。①住民の身近な行政は自治体に委ねる。②自治体に関する制度や施策の実施等に当たっては自治体の自主性や自立性が十分に発揮されるようにする、ことです。この20

年間ほど、「中央集権、地方分権、地域主権」の論争がありました。原点に立ち返ると、その基本原則は憲法、地方自治法に明記してあります。問題なのは、そのことが普及徹底しなかつたということでしょう。

3 なぜ、「地方自治は民主主義の学校」なのか

地方自治は民主主義の学校と言われます。この言葉は、イギリスの法学者、ジェームズ・ブライスの「地方自治は民主主義の最良の学校である」に起因しています。地方自治の質と豊かさを規定するのは、地域住民の自治と民主主義の意識、そして多様な地域自治運動の水準こそがその

地方自治体の質を決めるのです。ですから、住民の意識や

地域自治運動の水準と自治体の水準は比例するのです。これは明らかです。

民主主義の問題について少し整理したいと思います。まず、人民多数の意志で決定する政治を実現するというフランス革命期のルソー等の思想は、封建的な王政を打倒して大多数の市民の自由と人権を保障される政治制度への変革を求めました。この政治や社会の運営方式が民主主義の出発点です。東京大学名誉教授の神野直彦氏は次のように説明しています。・・・民主主義の「民」は統治されるもの、

民主主義の「主」は統治するものの意味であり、民主主義とは、「統治されるもの」が「統治するもの」になることを意味する。もつと平たく言うところ、リンカーンの有名な演説「人民の、人民による、人民のための政治」に通じるものがあります。

現代の日本社会は、民主主義が危機に瀕しています。閉塞状況の下にあつても、日本各地で民主主義の復権と再構築をめざす市民運動が広がっています。運動や組織の

在り方を見直し、多彩な地域活動をしている人々と幅広く、誰とでもつながっていく運動に変えていこうという人たちが増えてきました。慶応大学の名誉教授の小林良彰さんは、地方自治の視点から見ると、「民主主義とは何か」ということは、自分たちで自分たちのことを決定する方式」だと、若者たちとの対話の中で提起をされています。

4 住民こそが地方自治の主権者

日本国憲法の3原則は、①国民主権、②恒久平和・平和主義、③基本的人権の尊重です。5原則には、さらに④議会制民主主義、⑤地方自治が付加されます。議会制民主主義は、天皇制絶対主義や軍部独裁体制を、地方自治は中央集権主義や官選知事制度や翼賛議会などを復活させないためにも決定的に重要なことです。これらの重要性の理論と運動が、研究者や民主主義運動の中でもつとシビアに再検討される必要があるのではないのでしょうか。

後でも触れますが、地域か

ら国を変えていく、地域自治の変革はあり得ない、との認識を持つべきだと思います。自治体は地域のミニ国家です。自治体を構成する3要素は、①ある一定の区域、②住民、住所を有するもの、③自治権です。住民の定義は住所を有するものであり、自然人を住民と言います。法人は会社とか学校とか、そこに所在地を置いている人、それは国籍を問いません。日本では、憲法や地方自治法に認められている外国人の住民権に対する対応が、入管問題や朝鮮学校等への補助金の打ち切りなどを多くの問題を抱えています。

住民がなぜ地方自治の主権者かというときに、住民は直接自治体行政の長や自治体議会の議員を選挙する。通常は代表者（代理人）による間接民主主義によって運営されているが、随時、直接民主主義の手法に基づいて、住民が自治体の仕事や職員の仕事ぶりに対して、具体的な意思表示をすることが出来る。民主主義の主権者としての権利は、憲法や地方自治法上では、条例制定を要求できる。監査請求ができる。議会解散請求と議員・首長解職請求（リコール）、幹部職員の解職請求や住民投票を直接請求も可能なのです。

地方自治法等による自治体と住民の権利と義務について確認しておきます。住民自治の権利には、①地域の政治に参加する権利、選挙権・被選挙権がある。②政策に対して平等にサービスを受ける権利（役務の提供等）、政策は住民に対して、誰でも平等に実施しなければいけない。③政策の実施に必要な費用を分担する義務。これが税金です。この3つを三位一体として主権者である、ということをしつかり理解する必要があります。5 憲法と地方自治の多重危機と地方自治法「改正」問題

地方自治法の改正（実は大改悪）がされようとしています。最近の政治用語に経済安全保障、食料安全保障等々、何でも安全保障と付けたら安全にするように見えますが、実際は軍事化・戦時下体制への地ならしというべき大問題です。「軽視されてきた2つの憲法問題が存在する」と杉原泰雄氏（憲法学者）は指摘しています。日本国憲法の第2章「戦争の放棄」と第8章「地方自治」のことです。安倍政権以降、改憲なき「改憲」が、個別法や閣議決定の横行によって軍拡国家へと突き進んでいます。「戦争の放棄」ではなく、安保3文書【国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画】等の軍拡進行国家へ加速しています。「地方自治」では、社会保障改革など新自由主義的な財政制度による自治体を支配する中央集権化（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」2022年12月）、そして、今国会での地方自治法「改正」問題です。

2つの憲法問題が軽視されてきたのではないか。これは支配というか政権側だけではないに、我々もそうだったのではないか、という問題提起として受け止めるべきでしょう。その背景には、新たな3つの多重危機―①「リーマンショック」の衝撃。②東日本大震災と原発事故、③立憲主義を無視する強権的憲法政治が存在しているといえます。まさに、政権の裏金犯罪問題等のルーツそのものではないでしょうか。今国会に上程中の「地方自治法の一部を改正する法律案」の危険性についてです。―改正案による指示権の拡大は、国と地方自治体の関係を「対等」から「上下従属」へと大きく転換するもので看過できない重大な問題がある。（改憲問題対策法律家6団体連絡会）。その問題点は、①地方自治の本旨（憲法第92条）に反し、団体自治を破壊する。②立法事実なき指示権拡大は災害対応・災害対策を大きく捻じ曲げる。③指示権に全く限定がない。④自治体を丸ごと戦争体制に組み込む。⑤明文改憲による緊急事態条項を先取り。東京都の世田谷区長は、コロナ禍での国のちぐはぐな対応に振り回された経験をもとに、指示権の使われ方への疑問や問題点を指摘しています。（5月18日朝日新聞社説）

6 杉並区の実践から学ぶ、地域主権を創る市民運動

杉並区長の岸本聡子さんの話です。彼女が出している文章を読んでみます。【岸本さと子杉並区長がめざす、新しい自治体。対話から杉並のみらいを創ろう】

「住民がど真ん中、豊かな環境、多様性あふれる「杉並新時代」へ」

くらしの困難や不安は、あなたの責任ではありません。いま区内では児童館や高齢者施設が廃止され、働く人には非正規化の波。効率、コスト・・・そんな理由で、人命や生活が置き去りにされています。

「公」が責任をもって、地域の環境やまちの文化・くらしを守る。杉並で生活する多様な人たちの声や知恵を活かす。対話を通じてみんなの解を採し、少しずつ変えていく。私は政策研究の仕事を通じて、住民が主体となつてくる自治のあり方を、世界各地の自治体や市民とともに実現してきました。

【読みやすい最近の参考文献を紹介します】

- 1 「図解よくわかる地方自治のしくみ」第6次改訂版
今井 照著、学陽書房・2023
- 2 「コモンの『自治』論」
齊藤幸平等編、集英社・2023



- 3 「地方自治のしくみがわかる本」
村林 守著、岩波ジュニア新書・2016
- 4 「新版 行政って何だろう」
新藤宗幸著、岩波ジュニア新書 586・2008
- 5 「財政のしくみがわかる本」
神野直彦著、(岩波ジュニア新書 566)・2007
- 6 「日本の地方政府—170 自治体の実態と課題」
曾我謙悟著、中公新書・2019

環境と子どもを守り、杉並に住むすべての人が安心して暮らせるまちづくりを一番に。そして、環境、多様性、ジェンダー平等の先進自治体、杉並へ！
これを区長自らが自分の言葉で区民のみなさんに呼びかけているのです。

『コモンの「自治」論』（齊藤幸平編著）で、岸本聡子区長はこう言っています。
〈コモン〉と〈ケア〉のミニシパリズム、地方自治体をミニシパリティって言い

ますけど、地域主権主義と訳しています。「自治」とは、暮らしの未来を考える行為。国政ではなく地方自治から始める意味。民営化の正体は国家と資本の癒着。コモンとは地域共同資本、あるいは共有資本とも言いますが、これは、ミニシパリズム、ミニシパリティのルーツでもあります。ラテン語から来ていますが、コモン（地域共同資本）の管理から始まる「自治」。国家と資本を恐れないフィアレス・シティ。ミニシパリズム

の広がる市民の挑戦と自治体の連帯へ。
コモンというものをケアと両輪。ケアというのは介護とかそういう意味だけではなく、困った人を支える。それから、インソーシング、民間委託とか民営化っていうのはアウトソーシングと違います。岸本区長は、水道事業の再公営化問題の専門家です。もう1回、公共でやろう！と市民運動で再公営化を実現してきた実践家です。

7 地域自治から社会

を変えていく

いま自治体で何が起きているか。中央集権の加速と地方自治の逼迫です。地域自治の実態は国政の縮図になっています。国や県の言うこと聞くだけの首長が多すぎます。権力を有する国がただで金を出さわけではない。そして、地方は人口減と過疎で疲弊してきたのです。

昨今の国の方針は、①自治体DX化（デジタル技術の活用）の推進により、地域医療

岸本さと子公式サイト

<https://www.kishimotosatoko.net/>



岸本聡子・新杉並区長インタビュー第1回
(YouTube 東京新聞チャンネル)

<https://www.youtube.com/watch?v=8riGJYXkbQg&t=4s>



構想、公共施設等総合管理計画、立地適正化（コンパクト・シティ）、統廃合・小中一貫校等で市民生活が危機に。地域の風景が激変。—参考事例。直近10年で小学校が約10%減少。
②実質賃金の低下と狂乱の物価上昇による個人消費の低迷。社会保障費等の市民生活向け予算の削減。③共通する

のは、市民参加に不熱心な自治体行政の増大。直接対話より形式的なパブコメに終始等に集約されます。

日本弁護士連合会は、「地方自治の充実により地域を再生し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を求める決議」(2021年)の中で、地方自治と地域再生への課題を提起しました。各地方自治体の立地条件の相違を超えて、共通する地域課題を提起しています。

(1)地方を中心に多くの地域の衰退が進んでいる。(2)地方を中心とした地域の衰退の現状。①商店街のシャッター通り化、②地域の不安定就労と低賃金労働の拡大。(3)進む地方の貧困。(4)地域の衰退と人口減少・少子高齢化。(5)東京への一極集中。(6)社会保障・労働分野における地域間格差。(7)地域における医療・福祉・教育の危機、①地域における医療の危機、②地域における介護の危機、③地域における子ども・子育ての危機、④最低賃金の地域間格差。(8)地方自治体の公共サービス提供機能の低下。(9)追い詰められる自治体財政―地方財政の

自立性が損なわれている、(10)地方公務員の削減・非正規化。①人員削減、②非正規化、③民営化・外部委託化・官製ワーキングプアの増加。(11)新型コロナウイルス感染症による社会の危機。(12)地域社会の持続可能性の危機。

公共施設等総合管理計画で、保育所もこども園に統合され公立の保育所が激減しました。

非正規職員が約40%近くになり悲惨な事件等が増加しています。子どもや市民生活を犠牲にし、統廃合・効率化一辺倒では地域が持続発展するはずがないでしょう。

保育所や小学校が地域から無くなれば、地域はもつともっと過疎化します。若い家族がその地域から出ていくと、10年もしないうちに地域の文化・経済・全風景が廃れていきます。

地域の住民の生活の槌音がひびかない時空間に、地方自治は育たないのです。

8 いま問われる、住民の役割

講演依頼をいただいたとき

に、理論的、法律論的に地方自治と住民の役割を学んでいただくとともに、憲法の主権者としての国民、地方自治の主体としての住民たちに心底伝えたい思いがありました。ベテランは最後のひと踏ん張りして、地域の未来を若い世代と女性パワーに【自治のパトロンを渡す思い切った主体の【コラボ】を実現してほしいということです。

地方自治に創りかえる住民の役割を、たたき台として提案しておきます。

(1)住民総意で地域自治の政策を創る。―岸本聡子さんは選挙の前に集会を開いて要望を政策に入れこんだ。そのことを実現する区長になるということ、投票率はそんなには上がっていないが動きが波へと広がった。それでは政策とは何か。①政策とは、住みにくさの原因・課題・解決策。羅列でなく優先順位を絞る。どこから突破するかを熟議して決める。

(2)政策の実現主体は何か・誰か。調査・学習して協働の「知」のネットワークをつくる。

(3)政策実現を望む若者や子育て世代、女性など、多様な当事者たちが客体から主体的参画する場(オープンスペース)をつくる。

(4)住民運動の日常化と継続化。大小の幅広い団体・グループ・個人有志等の情報交流のプラットフォームをつくる。

現在、全国的に協同組合運動が広がってきています。元来、自治体は共同体なので、これからの地方自治は、協同組合運動の精神と成果からも学び、公営と民営の二択だけでなく協同自治体づくりを研究していくことが求められています。

めざすべき地域再生とは何か。

(1)地域再生の6つの現代的条件(参考、本間義人著、岩波新書、新赤版)。

①人権が保障される地域―社会的排除から社会的包摂へ。②地場産業で生活できる地域。③自然と共生する持続可能な地域。④ひとつしかない(オンリーワンの)地域。

⑤住民全体で議論し総意で創る地域。⑥いつでも異議申し立てが可能な地域。

(2)主権者にふさわしく自治能力が高く豊かな住民を、どうすれば育つ・育てるか。

①住民活動から市民運動へ。②動員型から参画型へ―話し合い・学習・実践・協働。

③地域住民の悩みや怒りを原点到に(他人事を自分事に)。

④団体等の名称を柔らかに、わかりやすく。⑤若者や女性の参画で組織を活性化。

⑥地域の多様な団体との相互交流。定期活動懇談会の開催。⑦デジタル等の大胆な活用など。

先達者が元気なうちに、組織や活動を見直し、システムアップ・グレードアップをしておくこと。それが、地域自治の持続発展には不可欠です。

終わりに。軍拡国家への進行で、地方自治と民主主義は戦後最大に危機の淵にあります。地方自治を守りさらに発展させ、地域を再生し誰ひとり取り残さない社会を実現しましょう。主権者である住民の自治と協働のほんまものをサポートリードする運動団体の質も問われています。

ご清聴くださり、誠にありがとうございました。

少子化対策

行政の結婚支援事業で どうなの

和歌山市市議会議員 坂口 多美子



坂口多美子和歌山市議

少子化対策の一環として、自治体が結婚を支援する「婚活パーティー」「出会いイベント」などが行われています。こうした結婚支援事業の問題点について坂口和歌山市議にお話を聞きました。

厚生労働省の統計により、2023年の出生数は、8年連続で過去最少、72万7277人となり、合計特殊出生率も1・20と過去最低との発表があり「少子化」が進行していると言われました。ところで、この「少子化」という言葉ですが、1992年に政府が「出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子どもの数の低下傾向」の意味でつくった用語です。1992年以前の辞書には載っていません、他の国では、「出生率」の低下など「割合」で表している、「人口政策」や「人口減

少問題」などと言われています。しかし日本では「少子」つまり「子ども（人間）の数」が減っていると、より直接的な表現をしていて、私はここに人権意識の弱さが表れていると感じています。

昨年発表された「世界人口白書2023」では、「人口が減少に転じている国もあるなか、出生率を政策で操作しようとする国が増えており、女性に悪影響が及ぶ」と懸念を示しています。「出生率にこだわらず、男女平等で社会や経済の発展を目指すべきだ」との指摘もされています。UNFPA事務局長ナタリア・カナムは声明文で、「問題

は、人口が多過ぎるのか、または少な過ぎるのかではありません。問うべきは、望む数の子どもを希望する間隔で産むことができるという基本的人権を、すべての人が行使できているかどうかです」と表明しています。リプロダク

ティブ・ヘルス&ライツ、これは、子どもを産む・産まない、いつ何人産むかを、女性が自分で決める基本的人権です。

官製婚活と 「ライフプラン教育」

日本の少子化対策は、以前は、結婚した夫婦を対象に、子育てしやすい環境をつくる（保育所の整備や育休取得など）ことが主でした。しかし、安倍政権になってから、少子化の原因が若者の晩婚化や未婚化ととらえて、未婚化・非婚化対策として新たに結婚支援に焦点をあてる政策を始め、その後の政権に引き継がれています。現在の「地域少子化対策重点推進交付金」(図1)

中には行政の結婚支援推進事業や、小中学生や若者を対象にした「ライフプラン教育(ライフデザインセミナー)」推進事業があります。「ライフプラン教育」とは、20代での結婚・出産を増やすことを目的に、「卵子の老化」

や「結婚適齢期」を教え、就職・結婚・妊娠・出産といった人生設計(ライフプラン)を考えさせる啓発教育です。一方で学校教育での包括的

性教育は進んでいない中、ライフプラン教育には、避妊や性感染症の事は書かれておらず、女性のからだを守る必要などないままに「あるべき家族のモデル像」を示して、「早く結婚して子どもを産まない」とたくさん子どもは産めない」といった教育をすすめるのは問題だと思えます。リプロダクティブ・ヘルス&ライツを認めないと言わなければならないです。こうした施策の根底には、日本会議や統一教会、宗教右派の結婚や家庭の価値、家庭での子育ての重要性といった価値観があると言われています。

「行政の結婚奨励を どう思いますか」 若者へのアンケート結果

昨年9月に日本共産党県委員会(ジェンダー平等委員会)と和歌山市議団で、行政

地域少子化対策重点推進交付金

令和6年度当初予算 10.0億円 ・ 令和5年度補正予算 90.0億円

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業 (補助率: 2/3、3/4)

(補助率3/4で支援するもの)

- 自治体間連携を伴う取組
- AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実
- 客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業
- 若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率: 3/4)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援

市町村
助言・支援

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率: 1/2、2/3)

(補助率2/3で支援するもの)

- 自治体間連携を伴う取組
- 地域全体で結婚・子育てを支援する機運の醸成
- 男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- 多様な働き方の実践モデルの取組
- 子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業
- ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業 (補助率: 1/2、2/3)

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活を経済的に支援(家賃、引越費用等を補助)する取組)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

- 都道府県主導型市町村連携コース (補助率: 2/3)
都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円
- 一般コース (補助率: 1/2)
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

(図1) 地域少子化対策重点推進交付金

が少子化対策として結婚イベントを行っていることについてどう思うか、JR和歌山駅前でシールアンケートを行い高校生を中心に35人の回答がありました。

質問1. 結婚についてどう考えるか

結婚すべき(6人)、した方がいい(13人)、しなくてもいい(14人)、わからない(2人)

質問2. 行政が婚活支援(婚活イベントなど)をしていることを知っていますか

知っている(8人)、知らなかった(17人)

質問3. 行政が結婚支援(婚活イベントなど)をしていることをどう思うか

いいと思う(21人)、いいと思わない(3人)、どちらとも思わない(11人)

「少子化対策と結婚支援は別な話、少子化への支援と言うならば若者の雇用対策が必要」「結婚しなくても良い」と答える高校生が多く、理由を聞くと「それは本人の自由だから」と即答するのが印象的でした。

行政の結婚支援には賛成できない

県内で国の「地域少子化対策重点交付金」事業を実施しているのは、令和5年度で13自治体(和歌山、海南、橋本、有田、御坊、新宮、岩出、紀美野、湯浅、由良、日高川、すさみ、那智勝浦)で、和歌山県は今年度から約10年間続けてきた「婚活イベント」などの結婚支援事業を廃止した。岸本知事は、県議会で「結婚するかしないかは最も大事な個人の判断領域に属する。結婚しろという価値観を押し付けてはいけない」と廃止理由を説明したと報道されています。

私は、昨年12月の和歌山市議会一般質問で、和歌山市が行っている「お見合い応援プロジェクト」等の結婚支援事業について、「行政が、少子化ストップと言う名目で結婚支援をすると、結婚して子どもを産むことが正しいという風潮をつくってしまう、子どもを持ちたくても持てない人など、社会から置いてきぼりにされたという気持ちになり、自分を責める人もいる」という市民の声を紹介して、結婚というイベントに行政が入り込むことで、誰かを傷つけることになり結婚支援事業はやめるべきだと市長に言いました。

和歌山市は「あくまで結婚・出産したい人への希望を叶えるための支援」で「女性の権利侵害もあたらぬ」とのことでした。

少子化対策として結婚をすすめるのは、結婚できない人、子どもを持たない人、LGB TQといった多様な人たちへの配慮に欠ける。日本より出生率の高いヨーロッパ諸国では、婚外婚の割合も高く、そうした国では、婚外子であるうと、生まれてきた子どもの権利を保障して、経済的にもしっかりと支援しています。

「まず結婚」をスタートラインにせず、どんな環境で生まれた子どもであっても社会的な支援が充実して、社会全体で支える仕組みをつくってこそ、安心して子どもを産もうとする気持ちになると、行政の結婚支援でなく、子育て支援のいっそうの充実を訴えました。

2024年度総会を開催、 橋本市「まち研」を結成

6月1日（土）橋本市教育文化会館での総会には27名が参加。活動の総括と今年の取り組みの方針を決定し、堀内秀雄氏（和歌山大学名誉教授）に「地方自治を守る住民の役割」の記念講演をしていただきました。また、総会後に「橋本市まちづくり研究会」を結成しました。

総会は、大泉理事長の挨拶で始まり、阪辻博文理事（橋本市）に議長をお願いしました。昨年の取り組みでは、ブ

ック交流会と田辺市で開催した「能登震災を和歌山から考える」シンポジウムが報告され、今年の取り組みでは、引き続き、ブロック交流会の開催と「まち研」の結成、組織強化・会拡大を進めるとの事業計画が承認されました。

2024年度役員（常務理事・事務局）

理事長	大泉 英次	(和歌山大学名誉教授)
副理事長	九鬼 堅	(元事務局長)
〃	杉谷 尚	(和歌山自治労書記次長)
事務局長	大前 和久	(元湯浅町職労)
常務理事	鈴木 裕範	(和歌山大学客員教授)
〃	根来 修一	(元和歌山自治労連副委員長)
事務局	柳田 孝二	(自治体9条の会)
〃	阪辻 博文	(元橋本市職員)
〃	藤沢 衛	(和歌山生協病院職員)

「橋本市まちづくり研究会」が発足しました。

世話人 九鬼 堅

橋本市では、平成31年に「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」が施行されました。条例前文。「私たちの住んでいる地方都市、橋本市は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う、地域の担い手不

足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとシなやかかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があるため、ここに、自治基

本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定する条例を定めます。――中略―― 市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。」

自治基本条例は、2001年4月北海道ニセコ町から始まり現時点で400自治体。全市町村の4分の1を占め、自治の気運を高める起爆剤となってきました。しかし、条例ですべてが思うように進む訳ではありません。条例の活用・実践を通じて検証、見直しも求められます。私たちが市民もこの条例を学習し地域課題と向き合うことが求められています。市民の役割とは何か。

地方自治は憲法に保障され誕生しましたが、絶えず政府による中央集権化の攻撃にさらされてきました。2018年「地方制度調査会」第2次報告「2040問題」はスマート自治体への転換、地方自治を空洞化させようとしています。住民が主人公としてな

橋本市 はぐくむ条例
<https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/sogoseisakubu/tiikisinkou/hagakumujourei/index.html>



にをすべきか。観客席から注文つけるだけでなく地方自治をめぐって渦巻くグラウンドに立ち汗を流す。安心して暮らせる地域社会の担い手をつくる。それが問われているのではないのでしょうか。橋本市に「まちの研究所」をつくらう。この間、橋本市在住の県研究所会員等を中心に議論を重ねてきました。充分議論しつくした状況ではありませんが「呼びかけ文」「規約」世話人を決め出発することを確認しました。(2024・6・1)

当面は、先進「まちの研究所」の経験に学びながら地域課題の議論、体制の充実を図り、橋本から自治の灯を広げていきたいと思います。